申告フローチャート

このフローチャートは、「確定申告」「住民税申告」「申告不要」を判断する目安です。申告者の状況によって、必ずしも当てはまらない場合があります。ご不明な点は、お問い合わせください。

スタート

令和7年1月1日現在、志賀町に住んでいましたか？

- はい → 令和6年中にどんな収入がありましたか？
- いいえ → 令和7年1月1日現在、住んでいた市区町村へお尋ねください

令和6年中にどんな収入がありましたか？

収入なし または 非課税収入のみ
（遺族、障害年金、失業給付金など）

- 町内にいる親族の税申告上の扶養になっている → **申告不要**
- 町内にいる親族の税申告上の扶養になっていない
- 町外にいる親族の税申告上の扶養になっている

→ **住民税申告 電話で申告可**
☎ 税務課 32-9142

主に 公的年金収入
※ 年齢基準日 R7.1.1 現在

- 公的年金収入のみで 65歳未満で98万円以下 65歳以上で148万円以下 → **申告不要**
- 公的年金収入のみで 65歳未満で98万円超 65歳以上で148万円超 400万円以下
  - 扶養、医療費などの控除を追加で受けない → **申告不要**
  - 扶養、医療費などの控除を追加で受ける → **住民税申告**
- 公的年金収入が400万円以下で 20万円以下の年金以外の所得がある → **住民税申告**
- 公的年金収入が400万円以下で 20万円を超える年金以外の所得がある → **確定申告**
- 公的年金収入のみで400万円を超えている → **確定申告**

主に 給与収入

- 年末調整済の給与(1ヶ所)のみ → **申告不要**
- 給与以外の所得が20万円以下 → **住民税申告**
- 給与以外の所得が20万円を超えている
- 2ヶ所以上から給与があり、年末調整されていない 給与収入と他の所得の合計が20万円を超えている
- 給与収入が2,000万円を超えている
- 年末調整が済んでいない
- 扶養、医療費などの控除を追加で受ける

→ **確定申告**

給与・公的年金以外の収入
- 営業、農業所得
- 不動産所得
- 雑所得 (個人年金、シルバー)
- 一時所得 (保険満期)など

- 所得の合計額より所得控除の合計額の方が多い (所得税が課税されない) → **住民税申告**
- 所得の合計額より所得控除の合計額の方が少ない (所得税が課税される) → **確定申告**

※「住民税申告」「申告不要」の場合でも、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、「確定申告」が必要です。

ご注意ください

上記収入の種類を問わず、下記の申告をする人は税務署または e-Taxで確定申告してください。町の申告相談では受付できません。

①青色申告をする人
②収入1,000万円以上の事業所得がある人
③土地や家屋を売った申告をする人
④株の売買や先物取引の申告をする人
⑤山林所得の申告をする人
⑥相続等生命保険年金の申告をする人
⑦初めて住宅ローン控除の申告をする人
⑧雑損控除の申告をする人(計算書の準備がない人)
⑨過去の年分の申告をする人
⑩亡くなった人の確定申告をする人

★税務署または e-Tax で確定申告した人は、住民税申告は不要です。